

資 料 編

●用語説明

●表 1-1、表 1-2・図 1-1～図 1-3

●市有建築物の現状 表 2-1、表 2-2

●建築物の地震被害の想定

【用語説明】

●旧耐震建築物、新耐震建築物

昭和56年6月1日の建築基準法耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準に基づき建てられた建築物、又は昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物を「旧耐震建築物」という。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。また、「新耐震建築物」とは、昭和56年6月1日に導入された耐震基準に基づき建てられた建築物をいう。

●新耐震基準

住宅・建築物を建築する時に考慮しなければならない基準は建築基準法によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼ぶ。現在の耐震基準は、1981年（昭和56年）の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。新耐震基準では、中程度の地震（マグニチュード5以上マグニチュード7未満）に対しては建築物に被害が起こらないことを、強い地震（マグニチュード7以上）に対しては建築物の倒壊を防ぎ、建築物内もしくは周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としている。

●耐震診断

地震の揺れによって住宅・建築物が受ける被害がどの程度なのかを調べ、地震に対する安全性を評価すること。住宅・建築物の形状や骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

例として、木造住宅であれば一般診断法というものがあり、壁材等をはがしたりすることせず、主に建築物の形状、壁量、壁の材質、建築物の劣化状況等により診断するものである。また、壁材等をはがすなどして壁の中の状況や天井裏、床下などを確認して精密に判断するものもある。当然、精密に診断を行うとそれに伴う復旧費用が必要となる。

●耐震改修

新耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替えまたは敷地の整備（擁壁の補強等）を行うこと。

例として、木造住宅であれば必要とされる場所へ筋違い（横からの力に対応する斜めに取り付けた部材）や構造用合板を壁に設置すること。また、建築物基礎が独立基礎となっていたり束石等であるものを鉄筋の入ったコンクリート製の布基礎と呼ばれるものに改善することで、耐震化が図られる。

●耐震性不明建築物

昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物で、耐震診断により、地震に対して安全な構造であることを確認していない建築物をいう。

●既存耐震不適格建築物

建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定により、同法の適用を受けないもの。

●非構造部材

建築物において、柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）、窓ガラスなど構造体と区分された部材、照明、配管等の建築設備などをいう。

●地域防災計画

地震や風水害などの大きな被害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。

表 1 - 1 多数の者が利用する建築物で一定規模以上のものの要件（法第 14 条第 1 号、附則第 3 条）

法	政令 第 6 条第 2 項	用 途		特定既存耐震不適格 建築物の規模要件 (法第 14 条)	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 (法附則第 3 条)	
第 14 条 第 1 号	第 1 号	幼稚園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上	階数 2 以上かつ 1,500 ㎡以上	
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	階数 2 以上かつ 3,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)	
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 2 以上かつ 5,000 ㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設					
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 3 以上かつ 5,000 ㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
		病院、診療所				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		卸売市場				
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗				
		ホテル、旅館				
		賃貸住宅 ※（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿				
		事務所				
		博物館、美術館、図書館				
		遊技場				
		公衆浴場				
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）						
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの						
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物						
第 4 号	体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上	階数 1 以上かつ 5,000 ㎡以上		

※ 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付ける。

表1-2 一定の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の要件

(法第14条第2号、附則第3条)

法	政令第7条	危険物の種類	特定既存耐震不適格建築物の規模要件 (法第14条)	要緊急安全確認 大規模建築物 の規模要件 (法附則第3条)	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬、火薬を使用した火工品	10トン	階数1以上かつ 5,000㎡以上 (敷地境界線から一定距離以内に 存する建築物に限る)
			爆薬、爆薬を使用した火工品	5トン	
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個	
			銃用雷管	500万個	
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個	
			導爆線又は導火線	500キロメートル	
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン	
	第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第3の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量		
	第3号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン		
	第4号	危険物の規則に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第5号	マッチ	300 マッチトン ※			
第6号	可燃性ガス (第7号、第8号に掲げるものを除く)	2万立方メートル			
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル			
第8号	液化ガス	2,000トン			
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物(液体又は気体のものに限る)	20トン			
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る)	200トン			

※ マッチトンはマッチの計量単位。

1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7200個、約120kg。

図1-1 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物（法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の通行障害建築物は、「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物とする。

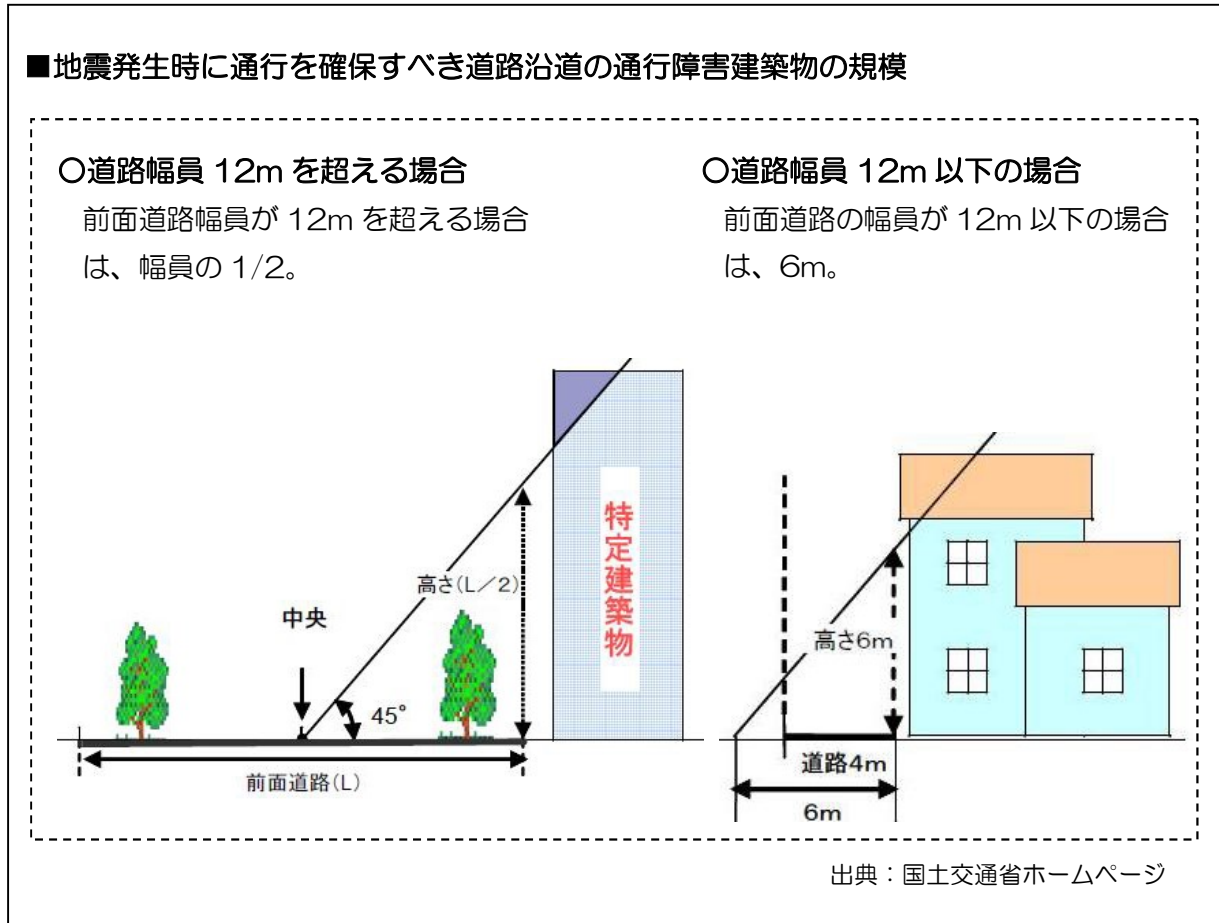
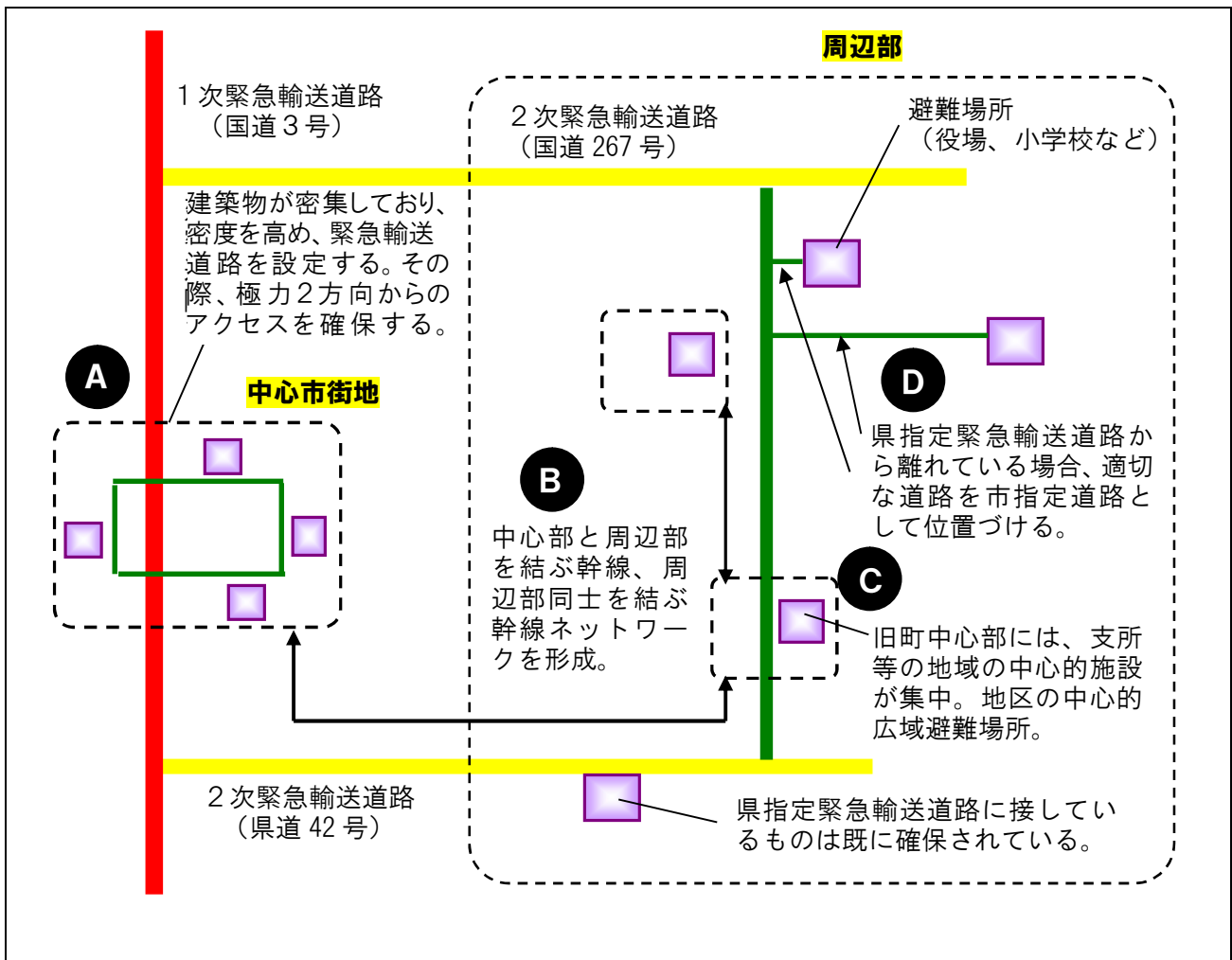
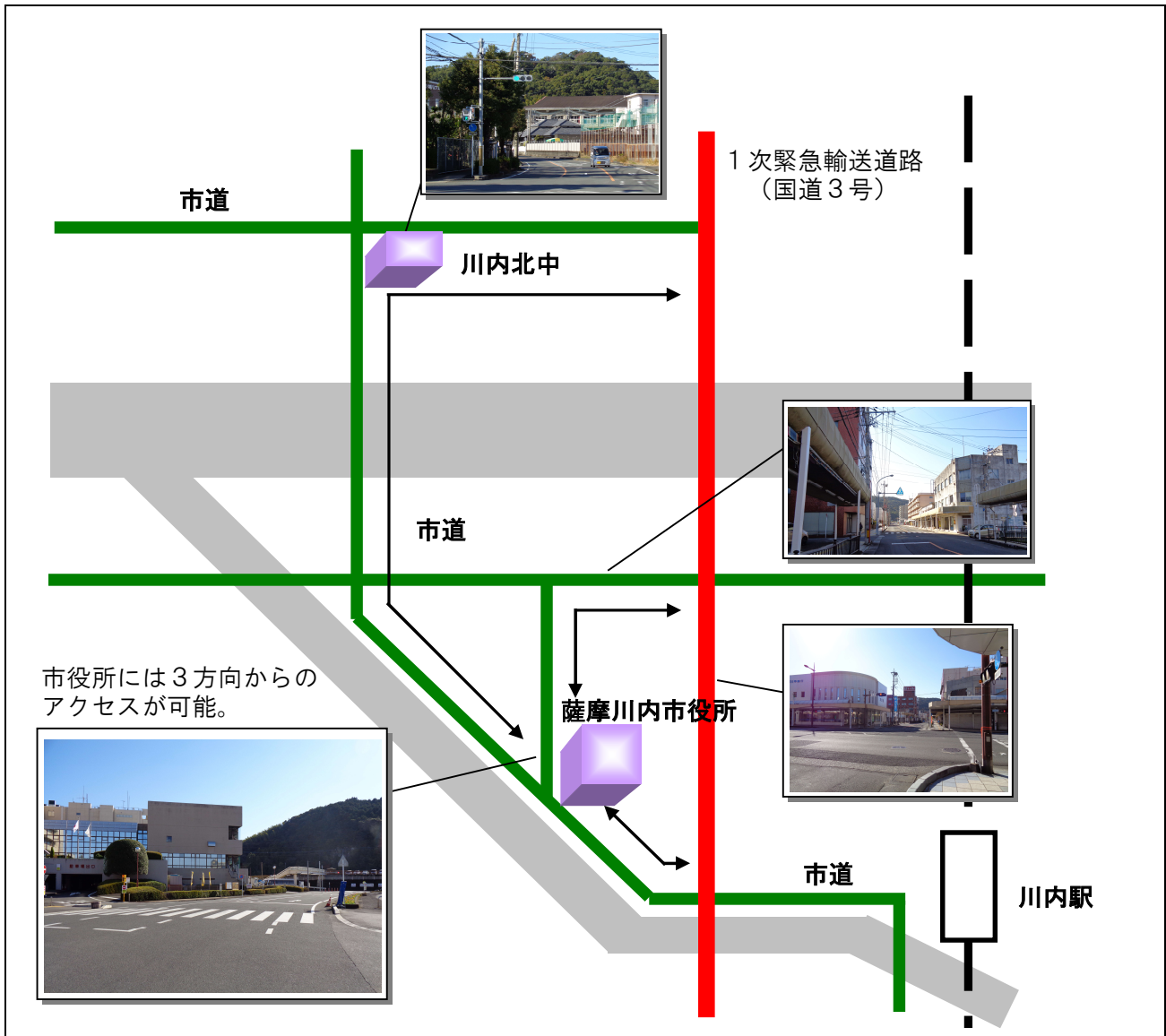


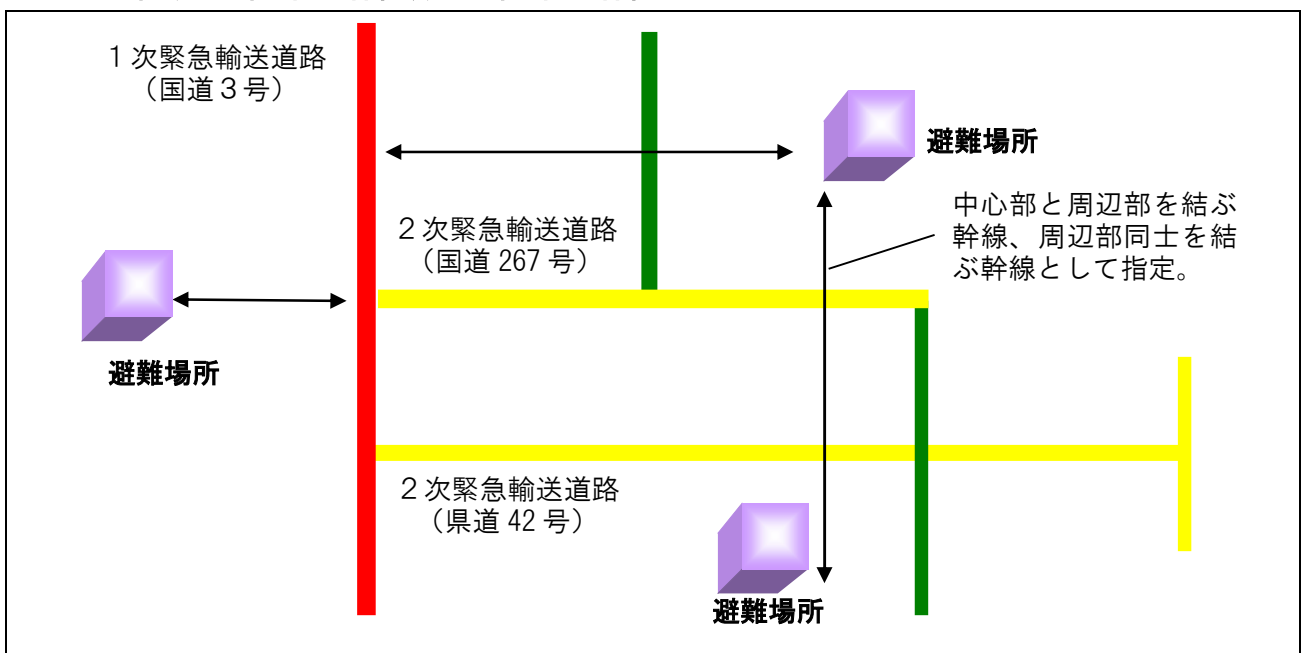
図1-2 本市における道路設定（模式図）



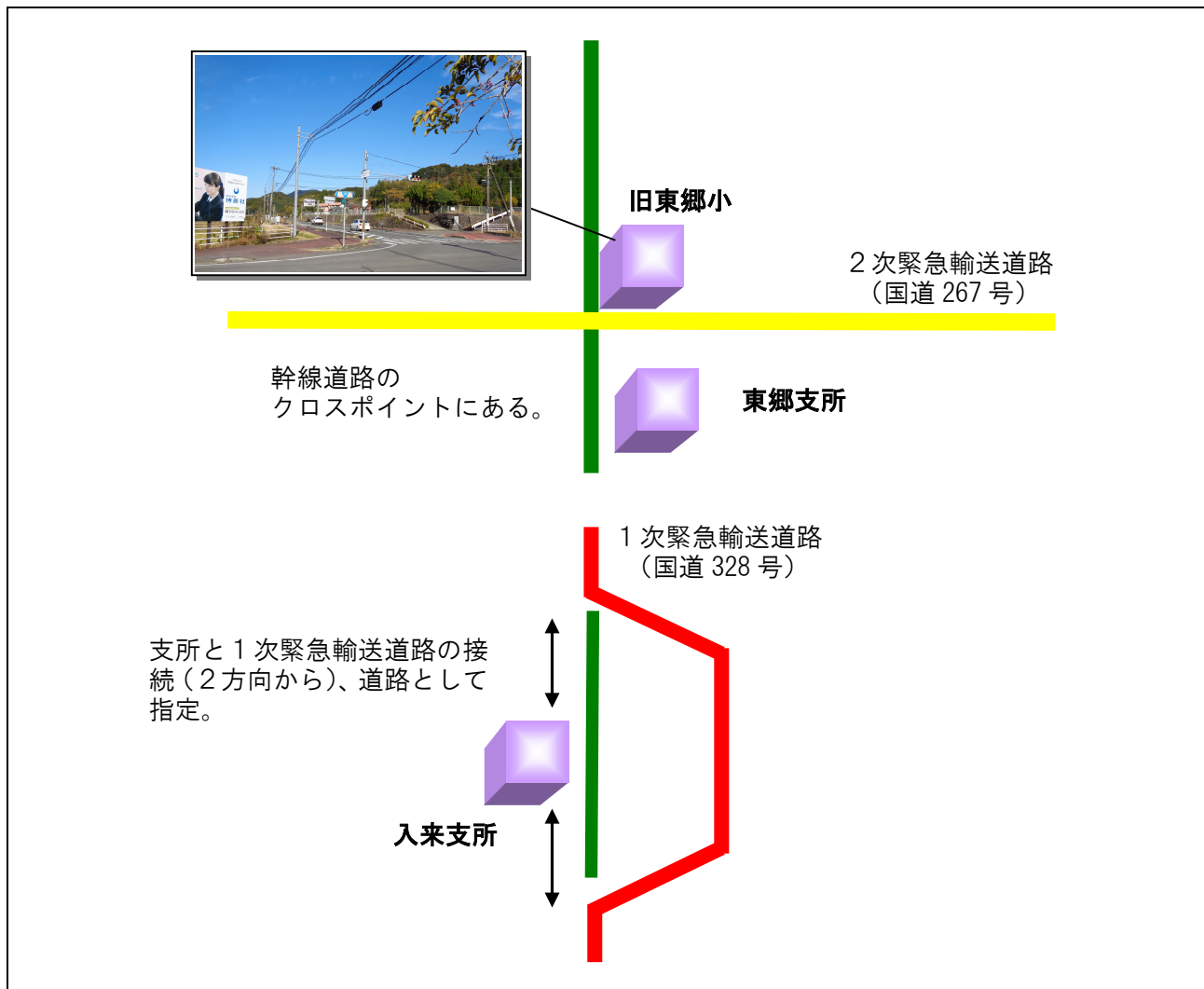
A. 中心市街地例



B. 中心部と周辺部を結ぶ幹線、周辺部を結ぶ幹線例



C. 旧町の中心部例



D. 県指定の緊急輸送道路から離れている例

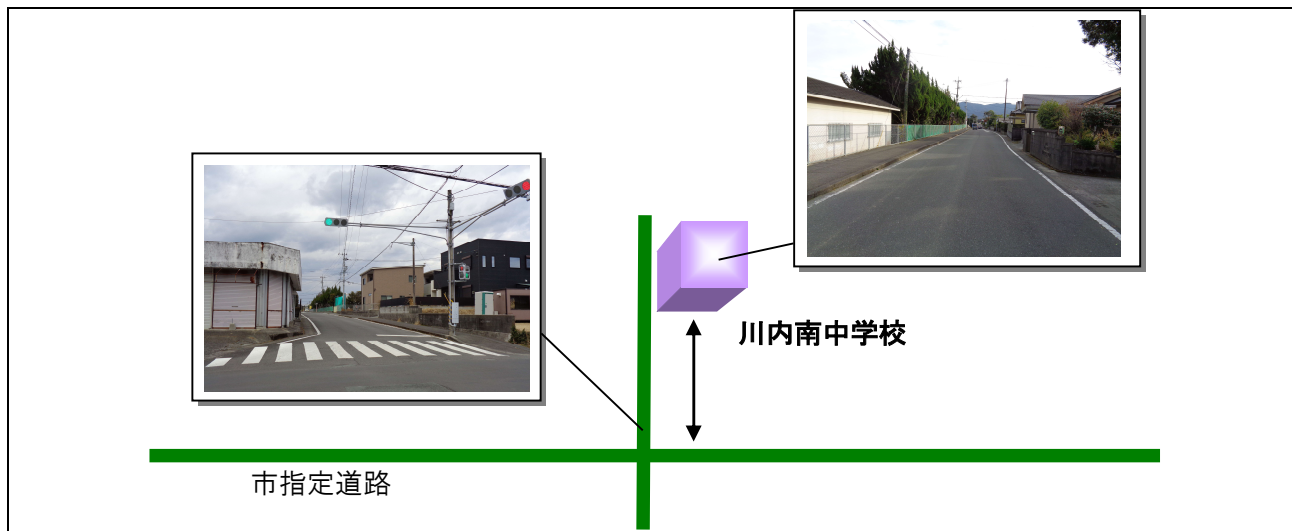
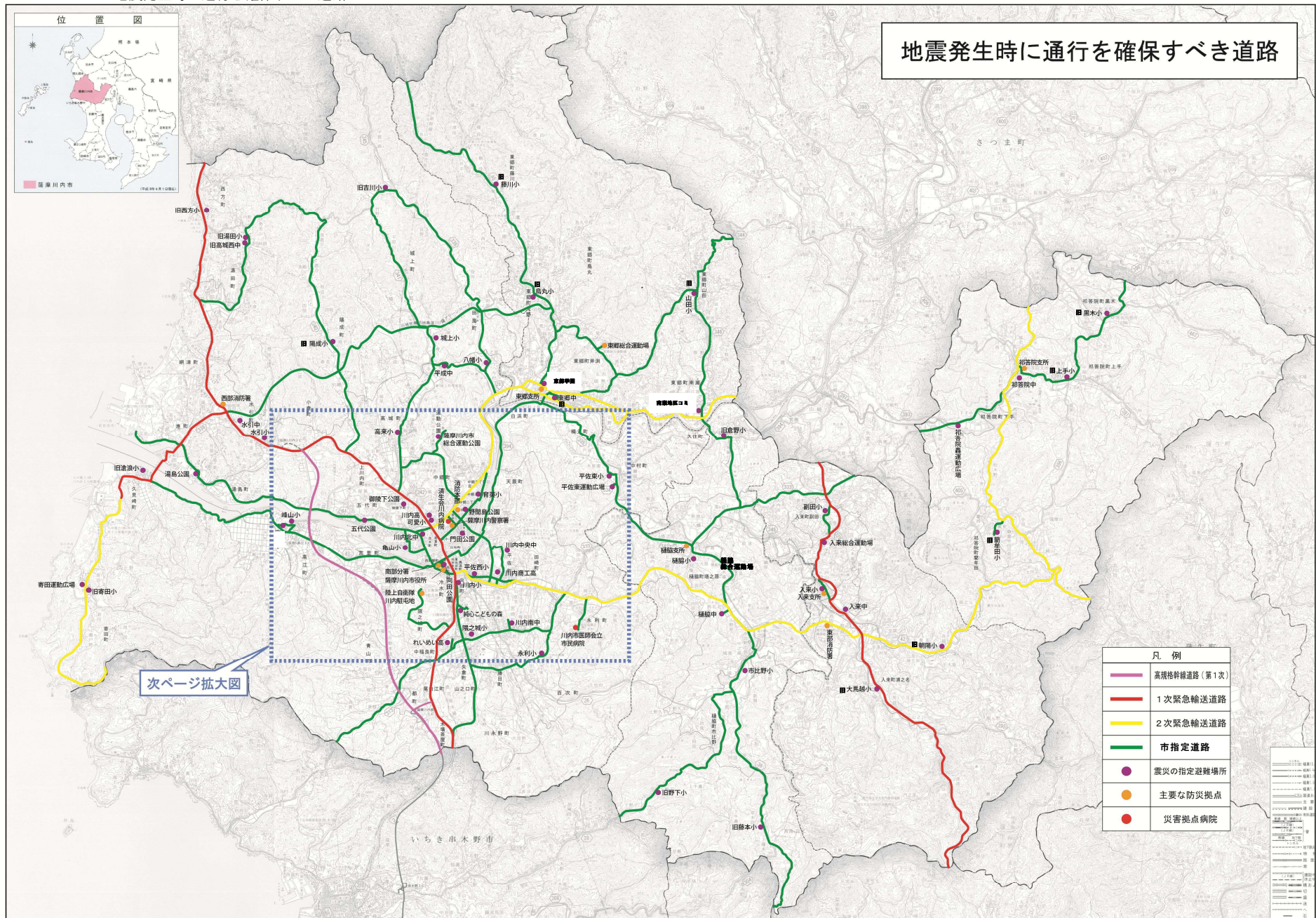
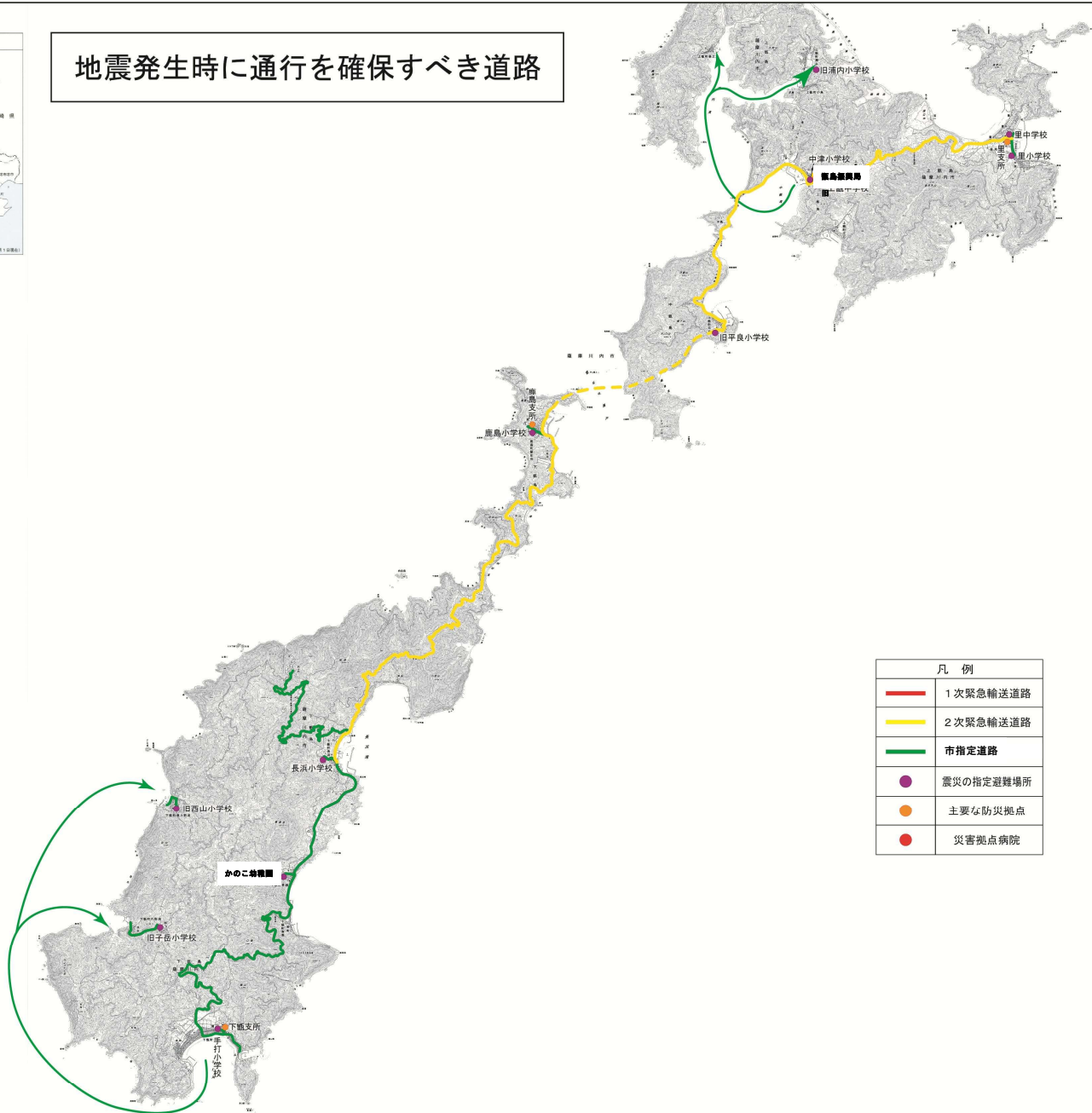


図 1-3 地震発生時に通行を確保すべき道路





地震発生時に通行を確保すべき道路



凡 例	
	1次緊急輸送道路
	2次緊急輸送道路
	市指定道路
	震災の指定避難場所
	主要な防災拠点
	災害拠点病院

市有建築物の現状

本市における市有建築物は2,387棟であり、耐震化率は74.3%である。

表2-9 市有建築物の現状

単位：棟

	耐震性あり	耐震性不明	計	耐震化率
木造	527	113	640	82.3%
非木造	1,247	500	1,747	71.4%
計	1,774	613	2,387	74.3%

表2-10 用途別市有建築物の現状

単位：棟

	耐震性あり	耐震性不明	計	耐震化率
市民文化系施設	95	23	118	80.5%
社会教育系施設	26	2	28	92.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	173	25	198	87.4%
産業系施設	45	15	60	75.0%
学校教育系施設	311	103	414	75.1%
子育て支援施設	17	4	21	81.0%
保健・福祉施設	33	3	36	91.7%
医療施設	16	2	18	88.9%
行政系施設	147	50	197	74.6%
市営住宅	296	169	465	63.7%
公園	131	33	164	79.9%
供給処理施設	137	49	186	73.7%
その他	135	69	204	66.2%
(未分類)	212	66	278	76.3%
計	1,774	613	2,387	74.3%

出典：市有建築物台帳より集計

